

御為替三井組の御用関係帳簿類について(2)

—訂正・注記から考える—

村 和 明

はじめに

一 御為替御用における文書

二 帳簿類の特殊な記述

(一) 押切帳・御為替留

(二) 御為替配分帳

(三) 京都御為替銘書帳

おわりに

はじめに

筆者は前稿⁽¹⁾において、近世の三井が残した膨大な御為替御用関係の史料群を利用しやすくすることを目指し、京・大

坂向替店の現存する帳簿類から寛政四年（一七九二）・同五年の二カ年分の記事について悉皆的に検討、おのおの帳簿の性格と相互の関係について明らかにし、帳簿の体系や記載方法についても若干の検討を加えた。この際、ひとまず記述方法が確立されているものとみて、記載された内容がある程度機械的に通覧して比較することから、おのおの帳簿の関係を考えた。そのため、最終的に完備した形で記載された項目をもっぱら検討対象とした。

それにより一定の成果は得たと考えるが、検討対象とした帳簿類にみられる朱書による訂正・付記など、非正規の記載については不十分な活用にとどまった。これらは正規の記載事項とは異なる角度から、帳簿組織・帳簿類の相互関係・全体としての構成・作成過程などについて、多大な示唆を与えてくれる情報源である。前稿の検討においては、正規の記事の形式や記述の意味について不明な点がいくつも残ってしまった。また簿冊に残されない文書については、十分に詰めることができなかった。こうした点についても手がかりを得ることができると考える。

本稿では、前稿において積み残した課題のうち、この点について深めることを目的として、朱書や貼紙によって示される、訂正・追記・補記といった非正規の記述をあらためてとりあげて検討し、前稿に引き続いて、帳簿組織、御用遂行における事務手続き、史料の性格について考えてみたい。完成した帳簿の記載のみからでは知り得ない情報が、こうした特殊な記述から看取できると考えられる。

具体的には、前稿で基本的な性格を明らかにした史料群を対象として、特殊な記述のうち特に示唆的と思われるものを抽出して検討し、そこから読み取れる情報について考えていく。

検討する帳簿の範囲は、基本的には前稿であつかった時期を中心とするが、二年分のみでは材料が乏しかったので、記載方式が大きく変わらな思われる範囲で、前後の簿冊も検討対象に含めた。留意すべき点として、前稿で検討した御用関係の帳簿類のうち、朱書・貼紙などがみられるのは一部の帳簿に限られるという点である。基本的には、永久

保存指定された帳簿、特に各店舗における基本台帳と目されるものに、こうした特殊な記述をみるができる。

なお、内容的には前稿の続編であるが、稿を改めたので、前稿で述べた点を重複をいとわず確認している箇所がある。前稿の参照箇所をその都度注記する。また、具体的な論述に際しては、一つの史料からとりだした一例の特記・誤記・注記などについて、複数の史料を検討することもあるが、主に例示する史料に即して項目を立てて配列した。これは全体として何らかの区切りが必要であると思われるためであり、ごく便宜的な立項であることをご承知いただきたい。また、貼紙による訂正もかなりみられるが、この場合については、訂正前の文言をみることでできないため、経緯が特記してある場合を除き、その意味を考えることは困難であった。

（1）「御為替三井組の御用関係帳簿類について — 寛政四・五年の京・大坂両替店史料を例に」『三井文庫論叢』第四四号
二〇一〇年。

一 御為替御用における文書

前稿では、寛政期の御為替関連の帳簿には、基本的には基本台帳、幕府役人の受取証文（納札）の控え、幕府への報告書の控え、の三種があったことを明らかにした。御為替御用業務の遂行に際しては、いくつかの文書も作成されるが、前稿で紹介できたのは、幕府役人の受取証文のみであった。ここでは、前稿で若干触れた御用に際しての文書の流れの補遺として、もう二種の関連文書の形式を、簿冊の冒頭などに収められる雛形から検討しておきたい。

● 預り手形

まず、御為替金銀を受け取った際に送金元部局に提出する文書についてみよう。前稿の段階では見落としていたが、京両替店「案文帳」のシリーズに、この文書の写しが含まれている。次に掲げるのは、「御為替配分帳」^①の冒頭に載せられた、江戸御金蔵宛て送金の場合の雛形である。

請取申御為替
金銀 之事

〔朱書〕
「金銀之時者」
〔朱書〕
「後藤 常是」 包

一、〔朱書〕
「金銀」 者

〔朱書〕
「銀」 常是包
〔朱書〕
「式朱判」 銀座包

右者江府江御差下ニ付御為替
金銀 慥請取申候、九十日限之積を以、〔朱書挿入〕
「当何何月幾日」江戸御金蔵江上納仕、重而

江府御金奉行様方御証文与此手形御引替可被下候、為後日連判仍如件

三井元之助 印
三井三郎助 印
三井次郎右衛門印
天明三年卯何月幾日

此殿也

〔朱書〕
「右朱書之通、天明六丙午正月十六日渡りより改ル」

御為替送金の金額、貨幣、上納期限、上納先が記され、金銀の具体的な性格(「銘」)は記されていないとみられる他は、御為替送金に関する情報を一通り含んでいる。宛所は、送金先である幕府部局の責任者たちの名前が入る。殿付と指定されているが、前稿で引用紹介した三井両替店内部の基本帳簿の記述では様付⁽²⁾、送金先の幕府役人が送金元の幕府役人宛で作成する受取手形(納札)では殿付であって、この文書を作成する局面における三井の位置が示されているといえよう。文面では、この「手形」は御用完遂の後、送金先の幕府江戸御金蔵の役人の受取手形(納札)を三井が改めて提出した際に、引き替えに返付されるとある。従って最終的には三井両替店に帰ってくるはずであるが、筆者は三井文庫所蔵史料中にその現物を確認できていない。御用の完遂は、この手形が送金元の幕府部局に残っていないことによって示されるので、この手形自体を保存しておく必要はなかったであろう。天明六(一七八六)年からの形式と注記されるが、変更の意味については未検討である。

これはおそらく、三井両替店一巻が担う御為替御用の中で、もっとも主要な送金ルートである、大坂金蔵から江戸金蔵への御為替送金についての証文の雛形であるが、ほぼ同様の文面で、奈良奉行所から江戸金蔵への送金の場合や、二条・大津家質引当の場合についての雛形も載せられている(別一二一六、天明三年一月二三日渡りの直後。天明七年一月一六日渡りの直後)。次巻(別一二一五)などの冒頭にも、改めてこうした雛形が記載される。

なお、これらの場合は、御為替三井組の御用名前前三名の名前で証文が作成されるが、特殊な場合には奉公人の名前の場合もあった。天明三年(一七八三)五月八日付・七月一四日付の御種人参代金銀送金の場合(冒頭ではなくその記事の箇所⁽¹⁾に付記)では、「御為替三井組名代」中井嘉平次(大坂両替店名代)・杉本久次郎(同支配)の名前である。実際の送金を記した天明三年七月一三日渡りの項では、銘書に堺奉行からの送金であることが示され、「少金高ニ付手前一手ニ請取候事」と朱書がある。七月一四日の場合は銘書に「当地御種人参代」とあり、大坂町奉行所からの送金と思わ

れる。

●上納証文

次に、御為替金銀を実際に上納する際に、送金先の幕府部局へあわせて提出する文書をみる。

上納仕金銀之事

合

右者従内藤重三郎様・小堀縫殿様大坂御金蔵へ御差下被為成候御為替金銀、於京都当何月幾日奉請取、八十日限之積を以今日上納仕候間、右御両所様御宛所之御手形可被下候、仍如件

年号月日

「京都御為替銘書帳」(別一七二八)の途中、寛政四年(一七九二)五月一五日渡りの御為替送金の記事に、朱筆で付記されている雛形である。

ここで想定されているのは、京都代官から大坂御金蔵への送金であり、送金元の京都代官を宛所とする受取手形(「御手形」・「納札」)の交付を、送金先の御金蔵役人に申請する内容となる。交付された受取手形の文面は、前稿で明らかにしたように、各店舗で専用の帳面に写されて現存する。この雛形が付記された御為替送金についても、大坂両替店では「御証文控帳」(別一二五二)、京両替店では「江戸大坂御金蔵御請納御証文留 三二」(別一〇六一)の「諸附込」項に、京都代官から大坂の幕府役人宛の受取手形が写されて残っていることを確認できる。この文書自体は幕府に提出さ

れるもので、写しも三井には残っていない。この文書で請求している受取手形さえあれば、この文書の内容は代替できるためであろう。

内容に別段特殊な事情は含まれておらず、こうした文書は御為替送金の場合のすべてにおいて作成されていたと考えべきであろうが、なぜここで特に朱書で付記されているのかは明らかでない。一つの可能性としては、京都代官から大坂御金蔵への御為替送金は回数がごく少ないらしいことがある。⁽⁵⁾この証文が付記されている「京都御為替銘書帳」に記載される御為替送金は、京都代官からではなく京都町奉行所から送金が多いので、⁽⁶⁾処理を誤らないように注記したのではないか。翌年の同様の送金の際には、三井組での書類処理を実際に誤っている(後述)。

なお、この文面では、右でみた預り手形と同様、銘書を含んでいないが、この文書に対して交付される幕府役人の受取手形(納札)には銘も記されており、⁽⁷⁾何らかの形で銘も伝えられていると当然考えられる。

以上の二種の文書、および前稿でみた幕府役人が作成する受取手形が、幕府との関係において作成される文書として確認できるものである。

(1) 三井文庫所蔵史料 別一二六一。以下、本稿では三井文庫所蔵史料のみを用いるので、省略して番号のみ示すことにする。

(2) 大坂「京都御為替銘書帳」(別一七二八)の記事。前稿五〇頁、本稿八一頁引用史料参照。

(3) 大坂「御証文控帳」(別二二五一)、京「江戸大坂御金蔵御請納御証文留 三」(別一〇六一)に写しが納められている。

前稿四七・四九頁引用史料参照。

(4) 前稿四七頁・四九頁。

(5) 前稿三六頁第一図、三九頁第二表参照。検討した寛政四・五年の二年間で二例であった。

(6) 同右参照。検討した二年間で、一八件中一四件がこのルートであった。

(7) 前掲注(3)参照。

二 帳簿類の特殊な記述

(一) 押切帳・御為替留

前稿で述べたように、京両替店の「押切帳」「御為替留」は、同店における御為替御用の基本台帳となるもので、朱書などによる訂正・追記、印鑑の捺印などが多くみられる。京両替店は両替店一巻の本店格であり、三井が担う御為替御用のすべての案件が記載されている。ともに複数の項目を立てて記事を納めているが、御為替御用以外の項目をも豊富に備える前者から、寛政四年(一七九二)八月以降、御為替御用に関連する二項を独立させて、新たに作成されるようになったのが後者である。具体的には、江戸御金蔵への送金を載せる「御為替」項と、大坂御金蔵への送金を載せる「大坂納御為替」項である。⁽¹⁾訂正は貼紙や紙の貼り継ぎでなされていることが多く、分析しづらい場合が多い。

以降の論述ではいくつかの特殊な記載を検討するが、それが正規の記事のどの位置にあるかを示すために、前稿で掲げた記事を再度示しておく。前稿であつかった記事であり、具体的な内容については前稿を参照されたい。⁽²⁾ただし、各記載項目に付したアルファベットが、前稿とは異なっているので注意されたい。

一〇〇 銀式拾六貫目 (a)

内小玉銀三貫目

〔印〕
「済」(b)

六月十六日請取

九月十八日上納

(c)

大津
同

〇十八組家質高相増候ニ付、此度より手前分サ舟、減ス
(五百目)

「押切帳」(統二七七二)の「御為替」項所載のもの。(a)金額と貨幣のうちわけ、(b)印鑑、(c)受取日と上納日および同じ日に受け取った御為替送金の種類、(d)御為替の分類、(e)御為替金銀の性格(「銘」と呼ぶ)、(f)京両替店・大坂両替店での配分額(後述)、(g)は、十人組の請負額と両組の請負合計値である。以上の項目を示す記号を、以降の記述に用いる。送金元・送金先については詳しくは記されず、基本的には、確実に上納を済ませたことをチェックしていくための台帳であると思われる。

●御為替の銘書を変更する場合

同じ「押切帳」の「御為替」項に記載される、寛政三年(一七九一)正月一六日渡りの御為替送金の記事において、長文の銘書(c)がすべて抹消されて、朱書で「去戌御年貢銀之内」と新たな銘が記されている。さらに(c)の下の余白に次のように朱書による補足説明がある。

当九月廿二日於大坂御金方被仰渡者、当亥正月十六日渡より同九月十六日渡迄式拾五建分銘書、左之通御改被遊候
去戌御年貢銀之内

大坂御為替 (d)
去亥御年貢銀之内 (e)
拾参貫目割 (f)
内小玉銀 (五貫目) (g)

(二四貫目) 十人組
(五〇貫目) セシツ
サシツ、

右之通御改被遊候段被仰渡ニ付、朱書ニ而直し置候事

銘書きの訂正は幕府の「大坂御金方」の決定であり、一五件分に及ぶという。実際に、この帳簿において(d)に「大坂御為替」と記される大坂御金蔵から江戸御金蔵への御為替送金については、同様の訂正がなされている。また、前稿でみたように、このようなルートの御為替送金を乗せる大坂両替店の基本台帳は「御為替配分帳」(別一七五)であるが、これにも同様の訂正がある。各種の帳簿に記されている銘書の表現が、幕府の送金元部局により決定されていることがわかる。

こうした場合について、もう少し具体的な状況をうかがわせる例をみよう。「押切帳」(統二七七二)の「御為替」項、天明六年(一七八六)二月二三日渡りの項では、銘書(e)を貼紙で訂正し、大坂両替店の連絡で訂正した旨の付記がある。大坂両替店の「御為替配分帳」(別二二六二)では、同じ送金の銘書を朱書で訂正し、さらに欄外余白に次のように朱書で注記する。

右朱書之通御改被遊候段、未二月十四日割合之節被仰渡候、依之右之趣二月十七日夕京・江戸表江及通達候事

銘書の訂正が、翌天明七年二月一四日の「割合」の際に命じられ、京両替店・江戸両替店に伝達したとある。割合とは、おそらく大坂御金蔵から江戸御金蔵への御為替送金について、御為替御用を担う各組で分担額を決定する場(この事例では、三井組と十人組)ではないかと思われる⁵⁾。この際に幕府役人の出席があるということになる。なお、二月一四日には特に渡りがなく、「割合」の会合は別途なされているものと思われる。

同じく「御為替配分帳」(別一七一一五)の寛政二年(一七九〇)二月五日渡りの記事では、朱書で銘書の記述のうち財源に関する文言が訂正され、さらに朱書で「右銘書、寛政二戌十一月十六日御改二付、認替願上ル」との付記がなされている。この場合では、御為替送金の元となる財源が変更されたことを受けて、三井組が銘書を変更すべきと考え、幕府に申請して改めたことになる。この例では、上納が既に済んだ後に訂正がなされているのは、後の御為替御用に影響する可能性のある変更であるためと思われる。ただし、京「押切帳」(続一七七二)では訂正されていない。

いづれにしても、御用という性格上当然ともいえるが、御為替送金の銘書は幕府が定めるところであり、諸記録上で変更がある場合にも、大筋では幕府の認可のもとで変更がなされていることがわかる。三井のこれら御為替御用の基本台帳というべき記録類の記述は、書き替えの過程をも含めて、幕府の財務運用を知る上でも幕府記録に近い利用価値をもつといえる。ただし関連帳簿がすべて訂正されるわけではなく、両店のうち一方のみの訂正もみられるので、情報抽出には複数の記録をよく比較することが必要である。

なお、最初に引いた「押切帳」の表現で、御為替送金の単位として「建」という表現がみえている。同様の単位としては「口」が頻出するが、その差異をうかがわせる類似の例がある。ここで指定された時期の直後にあたる寛政三年(一七九二)九月三日渡りの項目に、

寛政三亥九月廿三日渡より同十二月廿三日渡迄十建分繰上御渡相成

但一建五拾貫目之積

と朱書で付記されている。但し書にいう五〇貫目は、この時期に定着する大坂御金蔵から江戸御金蔵への定例送金額で

あり、これをさらに三井組・十人組・上田組などの御為替御用組合で分担する。「一建」は幕府からみた際の御為替送金一件であり、これを分割して三井が請け負った分について、三井組内部では「一口」と呼んでいるのではなからうか。

●「押切」処理の誤り

「御為替留」(続二七六八)の「大坂納御為替」項に記載される、寛政五年(一七九三)二月二六日渡りの記事に、朱書で次のように付記される。

「両組より差出候付、押切無之処、間違ニ而致押切差出申候、以来押切致間敷事

前稿でも着目した記事で、ここからは、「押切」という語について若干推測することができる。この御為替は、三井組と十人組で分担されているが、こうした場合には本来「押切」は無いものであるという。また誤って差し出したとある。「押切」とは、三井単独で担う御為替送金の際に、提出するものであるということになる。

同じ御為替送金について、大坂の「御為替銘書帳」(別一七二八)では、朱書で、上納の際に元方金奉行宛の手形を申し受けるべきこと、またこの御為替については去年冬に勘定奉行所から、内藤・小堀方で受取るので両組で担うようにと下知があったことが付記されている。雛形は、両組惣代から「両町奉行」「御金奉行」へ宛て、元方金奉行宛の受取手形を申請するものと、その手形の文面の二通がこの項目の直後に掲載されている。このような分担しての御為替送金は、この「押切帳」のうち、江戸御金蔵への送金を記載する「御為替」項記載の場合に多く、この項目が載る「大坂納」項では稀であり、誤りを生じたものであろう。

他の記事と見比べてみると、他組と分担する他の御為替送金の場合にはみられない要素として、(a)の上に「高□」と判読できる割印が、(b)に「消」印が押されており、これらが「押切」と関係のある印であることがわかる。他の記事を検討すると、三井単独で請け負う御為替で、京都両替店から送金する場合、「押切帳」「御為替留」には、やはりこの二つの印が押される。⁽⁸⁾前稿ではその意味を明らかにできなかった構成要素であるが、これら、特に(a)項上の割印を押すことが「押切」であると考えられる。⁽⁹⁾割印が押されるもう一方の史料は不明であるが、それが失効した際に押されるのが「消」印ということになる。⁽¹⁰⁾

(二) 御為替配分帳

前稿で述べたように、大坂両替店の「御為替配分帳」は、大坂御金蔵および奈良奉行所から、江戸御金蔵への送金を記載している。同店の御為替御用業務にかんする基本台帳と目される帳簿であり、朱書などによる訂正・追記、印鑑の捺印などが多くみられる。⁽¹¹⁾「此御証文、所々墨付有之、断書差出」(別一七二六、文化元年四月二三日渡りの項)のように、御用遂行上の実務的な覚え書が付記される場合もある。ここでいう「御証文」とは、上納の際に送金先の幕府役人から交付される受取手形のことであろうと思われる。⁽¹²⁾この「御為替配分帳」は文書自体を写し込む形式ではないが、文書処理上の注意事項についてもこの帳面に記された。

以降の叙述のために、このシリーズについても典型的な記事を一つ例示しておく。前稿であつかった記事であり、具体的な内容については前稿を参照されたい。⁽¹³⁾ただし、各記載項目に付したアルファベットが、前稿とは異なっているので注意していただきたい。

〔印〕
「改上」

一 銀式拾六貫目 (a)
内小玉銀三貫目

(割印) 割拾參貫目 (b)

〔印〕消 (c)

子六月十六日請取
同九月十八日上納

(d)

去亥御年貢銀之内 (e)

一、銀式拾四貫目

十人組
都合銀五拾貫目

内小玉銀五貫目

(f)

「御為替配分帳」(別一七一五) 所載の記事。京都の「押切帳」「御為替留」と近い形式である。(a) 金額と貨幣のうちわけ、(b) 大坂両替店・京両替店での配分、(c) 印鑑、(d) 請取日・上納日、(e) 御為替の細目(銘)、(f) 十人組の請負額と両組の請負合計値、である。以上の記号を、以降の記述に用いる。

● 朱書限定の項目と記載法の通時の変化

右の例にみえない記載項目のうちで、朱書でのみ記される項目がある。場合によっては、(b) や (d) の脇に、明らかに墨書を記入する時点で朱書用のスペースを空けて確保している記事もみえる。具体的には、(c) に加えて上納までの日数を特記する場合、(b) のような店間の分担を行わない場合の注記などであるが、こうした場合の朱書は、誤記・追記ではなく特記事項を示すのであり、初めから朱書で記入されたものとみるべきであろう。

次の巻(別一七一六)では、これらの特記事項のみが朱書で記され、訂正の場合は貼紙によってなされるようになる。訂正方法を含めた記載方法が変遷していくことがうかがわれる。

またこの「御為替配分帳」における記載法上の目立った変化として、渡・上納日(d)の上もしくは下に、小さな丸い印が押されることがある。これには二字とみられる印と「合」印の二種があつて、そのいずれかが押されている。今回このシリーズから三冊を検討したが、天明二年(一七八二)～寛政二年(一七九〇)収録の巻(別一二六一)では交互にみえ、寛政一〇年(一七九八)まで収録の次巻(別一七一五)では小丸印がある時期とない時期に分かれる。御為替御用の中断・再開以後、寛政九年以降は、次巻(別一七二六)まで押される⁽¹⁵⁾。これはある種の校正印であると思われるが、どの段階で押されるものか不明である。当初は二種が交互にみえることから、最終的なチェックを行う地位にある同苗もしくは重役が捺印するものであろう。

●印と「割合手形」

「御為替配分帳」(別一七二六)の享和二年(一八〇二)五月三日渡りの項目に、挟み込み一紙があり、「是より以下式通之割合手形間違ニて、切捨候ニ付、消印なし」と記されている。実際に、(c)の位置に「消」印が押していない。両店での分割を示すとみられる割印および割表記(b)、十人組との分担額(f)は記載がある。京「御為替留」では特記事項はない。

ここから、「消」印がまさに「消印」と呼ばれており、「割合手形」に付随する機能をもつものであることがわかる。これに関連した例として、「御為替配分帳」(別一二二六)の天明四年(一七八四)四月五日渡りの項目では、次のようになっている。

〔角印〕
「改上」

一、銀九拾貳貫五百目

内小玉銀九貫目

〔朱書〕当五月廿三日於江戸、六月十八日江

繰上ケ上納被仰付、依之割合手形無之候」

(小丸印)

辰四月五日請取

同七月六日上納

上納日を幕府の指示によってこれを六月一八日に繰り上げて上納したので、割合手形がないという。上納期限を示す所定の位置には墨書で九〇日後の日付が記されていることから、上納日は渡りの際にすでに書き込まれるもので、上納予定日を示していることがわかる。

この記事の次の記事にも同様の注記があり、その次の記事にも「同断」とあって、三口が繰り上げ上納となっている。いずれとも十人組・上田組との分担額が記されている。他の項目と見比べると、割印・「割く貫目」の記載(b)、消印(c)がなく、この部分が割合手形に関連する項目であることがわかる。渡りは四月五日だが、五月二三日の幕命への対応として割合がなかったのであるから、この「割合」は、渡りの直後に行われるものではないこともここから明らかとなる。

ほぼ同様の例として、天明六年(一七八六)七月五日・一二日・二三日渡りの項目では、額面(a)の下に朱書で「爰元分割、京都引請ニ成、割合手形なし」とあり、また天明四年(一七八四)九月一六日渡りの項目では、同じ個所に「割京都引請ニ付手形なし」とあり、消印(c)もない。いずれの例も、十人組・上田組との分担は行われているので、ここでの割合は、三井両替店内部の分担であり、他組と分けた額をさらに京両替店・大坂両替店で分担することを指すとわかる。この「割」に関連する部分が三井内部の分担を示すものであることは、例えば金・銀取り混ぜての御為替送金で、金のみ「京都引請」と朱書される場合に、(a)で銀の下にこの「割」表記が銀高のみでなされる例¹⁶⁾があることから明らかである。

これと比べやすい例として、天明三年(一七八三)五月二三日渡りの御為替送金は、金・銀取り混ぜてであるが、朱書で(a)の脇に「金方不残京都引請」、(b)の位置に「但銀方不残大坂引請」と記され、額面(a)の銀高の上に割印が押され、消印(c)が押されている。京両替店が引き受けるという記述は右の例と同様であるが、この御為替送金では、銀については大坂両替店が引き受け、結局両店による分担がなされるので割合手形が作られ、割印・消印が押されていると考えることができる。

まとめていえば、御為替送金を受け取った後、三井組と上田組・十人組らとの分担がなされ、さらにいずれかの段階で三井組内部で分担がなされる。後者の段階で「割合手形」が作成され、割印が押される。消印は上納が終了し、割合手形も役割を終えた際に押されるものであると考えられる。

(三) 京都御為替銘書帳

大坂両替店の「京都御為替銘書帳」は、京都町奉行所・京都代官・二条御米蔵から、大坂御金蔵への送金を記載している。前節の「御為替配分帳」とは相互に排他的な関係にあり、あわせて大坂両替店における御為替御用業務の基本台帳となっている⁽¹⁷⁾。

このシリーズについても、典型的な記事の一つ示しておく。前稿であつかった記事であり、具体的な内容については前稿を参照されたい⁽¹⁸⁾。

一 銀拾壹貫五匁式分式厘壹毛 (a)

内小玉銀壹貫百六分

丑四月朔日請取

同六月廿三日上納

(b)

去年正月と十二月迄、京廻御土居藪竹笹枝筆皮風折木下刈枝柴等御払代銀并藪地年貢米代銀 (c)

「京都御為替銘書帳」(別一七二八)所載の記事である。(a)金額と貨幣のうちわけ、(b)請取日・上納日、(c)御為替の細目(銘)、(d)上納証文の宛所(後述)、である。以上の項目番号を、以降の記述に用いる。

●朱書による記載項目

(d)には必ず朱書で宛所が記されるが、冒頭でみた雛形からも明らかのように、これは幕府の送金元部局の責任者の名前である。この冊の中では、例えば「上納之節、元方御金奉行様方御宛所之御手形可申請事」・「菅沼下野守様宛御納札可申請事」⁽¹⁹⁾のように詳しい記載となることもある。この帳簿は大坂両替店の作成になるもので、前稿で明らかにしたように、三井組が請け負う御為替送金のうち、大坂御金蔵宛の場合に限って記載対象とする⁽²⁰⁾。上納の際には、御用の完遂を証明するため送金元の部局に提出する受取証明(「納札」)を、大坂御金蔵の役人に請求しなければならないが、この朱書きの宛所はこの手形の宛所として記されている。京両替店で作成するはずの文書でいえば、渡りの際に三井組(京両替店)が提出する預り手形の宛所ともなる。御用の事務を進めるための覚書といふべきもので、このシリーズが大坂両替店における御為替御用実務の基本台帳であることがうかがえよう。

なお、この冊は天明四年(一七八四)以降を記述するが、こうした宛所付記の初出は寛政四年四月二五日渡りの記事(京都町奉行菅沼下野守単独)である。

これ以前にも複数の送金元があって、この記事を境に御為替御用が複雑化したわけではない。前稿で明らかにしたが、直後の寛政四年(一七九二)八月に、京両替店では、基本台帳である「押切帳」から御為替御用のみを切り分けて新た

に「御為替留」と称する簿冊を作り始めている。持ち分けを主導した三井両替店では、この時期に帳簿体系の整備を進めていた。⁽²⁾ こうした記載方法の微修正も、こうした動きの一例であるかもしれない。直接の契機としては、京都町奉行両名でなく菅沼単独であったため特記し、これが業務上便利であったため定着させたものと考えられよう。

大坂両替店では大坂御金蔵に御為替金銀を納めることが多いので、実際の納入に際しての注意事項が記されることもある。たとえば、寛政五年(一七九三)二月二四日渡りの記事には、天の欄外に「毎年御為替相渡候付、別段包立候事」とある。これは上納に際しての貨幣の用意についての注意であろう。

●御為替送金の分割

一口の御為替を二口に改めている例がある。一例として、寛政三年(一七九一)一二月三日渡りの記事の該当箇所を示す。

一 「金貳兩貳分」
(朱書抹消)

亥十二月三日請取

一 「銀拾壹貫九百九拾三匁貳分五厘七毛」
(朱書)

子二月廿三日渡

一 「銀拾壹貫九百九拾三匁貳分五厘七毛」
(朱書)

「内」

銀拾壹貫百七拾五匁壹厘七毛

京都町奉行所江去戌年取立候山城国嵯峨川筏積之薪貳拾分一運上銀、但年

々不同有之

銀七百七拾三匁貳分四厘

右同断、大和国吉野郡村々陸荷口役銀、

一
但年々不同有之、

〔孤線とも朱書〕
「壹枚ニ認ル」

〔朱書〕
「京都町奉行所江去戌年取立候」

〔朱書〕

金式兩式分
銀五拾五匁

〔朱書抹消〕

「右同断」先年欠落いたし候井筒屋七郎兵衛・錢屋平七兩人より貸付「候」
〔朱書抹消〕
殘金四百五拾四兩・銀拾八貫五百式拾九匁九分七厘七毛之内江、無年限每

〔朱書〕
「壹枚ニ認ル」

年取立之

合計高(a)を抹消し、内訳の一部に新しい一つ書を立て、銘書の繰り返し表現を具体的な表記に改めている。本来一口の御為替送金であったものを、朱書で各所に加筆訂正して二口に書き改めているといえる。渡り日・送金元部局・送金先部局が一致する場合であっても、別口の送金として扱う例はほかにもみられる。どのような事情で渡りから上納の間に、一口の送金を二口に切り分ける処理がなされたのかは明らかでないが、幕府の会計処理上の問題ではあると考えられ、史料の乏しい幕府財政の運用実態を考える上で興味深い。

これは京都町奉行所から大坂御金蔵への送金である。前稿で明らかにしたように、この種類の御為替送金に関する御為替御用にかんする体系的かつ永久保存指定の記録として、大坂両替店の基本台帳であるこの「銘書帳」のほか、京両替店の基本帳簿である「押切帳」(「大坂納御為替」項に記載)、および送金先の幕府役人が作成した受取証文(納札)を写した京「江戸大坂御金蔵御請納御証文留」(別一〇六一)、大坂「御証文控帳」(別一二五二)がある。⁽²⁸⁾ これらを見ると、「押切帳」は上記の訂正前の文面と一致する。受取証文の控では、京・大坂ともに別口として二通の受取証文が載せられている。つまり、こうした訂正は大坂両替店で、上納以前になされたとわかる。「壹枚ニ認ル」という指示が

あり、これは冒頭で例示したような上納証文を各々作成することであり、別々の受取証文を請求して交付され、両店で記録しているわけである。

●銘書と伝達文書の形式

上記の記事では、本来同じ御為替送金であったため、重複する表現を繰り返し表現(「右同断」)で表し、別口に切り分けた際に、繰り返し表現を取り消していた。しかし、当初から別口の御為替送金であっても繰り返し表現を用い、これをいちいち朱書で訂正している場合がある。寛政四年(一七九二)五月二六日渡りの記事の該当箇所を抜粋して例示する。

(前略)

一、銀壹貫百六拾七匁六分

(子五月廿六日請取・同八月十六日上納)
右同断

此銀百貳拾貫文 但壹貫文ニ付九匁七分三厘替

京都町奉行所へ取立候御仕置ニ相成候者共、貸付置候錢年賦、去々戌年分

(一か条略)

一、銀貳百八拾目

右同断

(朱書)
「京都町奉行所へ取立候」

口

(朱書抹消)
「右同断」 江州栗太郡字谷「川」(墨書抹消) 佐世川留山松茸并下草連上銀、去々戌年分、但年々銀貳百八拾目宛

一、銀拾貫九拾八匁貳厘四毛

右同断

京都町奉行所江取立候賀茂川縁御年貢代銀御貸付之利、去ル酉十二月より去々戌十二月迄十三ヶ月分利息
并利倍共

(後略)

三口分を引用した。これらは、直前でみた例と異なり、初めから独立した一つ書で、金額・日付を備えており、初めから別口として記載されている。三口目では、特に「御為替銘書帳」上で丁が改まっているわけではないが、繰り返し表現を用いていない点に注意したい。

この記事は京都町奉行所から大坂御金蔵宛の御為替送金について、大坂両替店が記したものである。同じ御為替送金の記事を、上納の際交付される幕府役人の受取手形を写した京両替店「江戸大坂御金蔵御請納御証文留」で見ると、訂正後の表現に一致している。一方、京両替店「押切帳」の「大坂納御為替」項では、訂正前の表現に一致し、さらに引用三口目の冒頭も「右同断」となっている。つまり、このような訂正は大坂両替店でなされているのだが、訂正前の文面についても、京両替店で請負った時の記録と若干の相違があるわけである。これはどのように考えるべきであろうか。

引用した「御為替銘書帳」の記事は、京両替店から送付された何らかの文書（現存しない）を踏まえて記載されていると考えられる。京都の記録では「右同断」となっている箇所が、引用三か条目では「京都町奉行所へ取立候」と改めて記していることから、「御為替銘書帳」の記事が文書を写しており、それは、本来複数の御為替送金を書き上げた一覧形式の文書であって、その改訂による表現の特徴が、そのまま大坂で「御為替銘書帳」に写し込まれたと推測できる。元となった送金元の幕府部局が作成した文書の形態は明らかでなく、一口ずつの文書であった可能性も、書上げであった可能性もあろう。実際に御為替送金をうけとる際に京両替店で提出する受取手形も、この形式に対応していたものと

推測される。これを京両替店が受取り、「押切帳」に記録する際には、一連のものとして連続して記載したのである。これを大坂両替店に送るため、数紙にわたり写した段階で、三口目の表現が変化し、訂正前の「御為替銘書帳」の記述のようになったのであろう。本来別々の御為替送金であるのだが、同じ日に同じ部局で渡された分については、一つの文書に書き上げて三井組内部で送付されたわけである。

これを大坂両替店で再度個別の表現に書き改めているのは、最終的に京両替店「江戸大坂御金蔵御請納御証文留」で確認できるような一口あたり一枚の受取証文を請求するに際しては、上納証文も一点ずつ作成する必要があったためではないか。

一覧形式の文書が大坂両替店に送られ、一度その通りに「御為替銘書帳」に写し、一口ずつ別の上納文書を作成する際にどのように改めるかを、「御為替銘書帳」に朱書で記したということであろう。

なお、二条目には単純な誤字の訂正もみえる。ここでは墨書だが、朱書で行う場合もあり、こうした訂正は各所に散見される。京両替店の記録では、「押切帳」・「江戸大坂御金蔵御請納御証文留」いずれとも訂正後の「谷口」に一致しており、この部分は京両替店から伝達された文書を書写する際の単純な誤字であるとわかる。こうした校正も行われていたのである。

●敬語・土地表記の訂正

寛政五年(一七九三)一月二三日渡りの御為替送金では、銘書に朱書で三か所の訂正が加えられている。冒頭の「右者」を抹消し、財源を示す「下野守殿御掛り御困米」との表現から「殿御」を抹消して「下野守掛り御困米」に改め、「当地」を「京都」に改めている。京両替店の記録で同じ御為替送金をみると、「御為替留」(大坂納御為替)項)はこ

こで掲げた訂正前の「御為替銘書帳」の記述と一致し、「江戸大坂御金蔵御請納御証文留」では訂正後の記述と一致している。こうした訂正が大坂両替店でなされたことがわかる。⁽²³⁾

下野守とは、京都町奉行菅沼下野守のことで、朱書で受取手形の宛所としても付記されており、送金元である。幕府文書の内容を伝達するための三井内部の連絡文書を作る際、新たに京都町奉行に対する敬語を殿付で付け加えたり、京都を当地と呼び替えるなどの改変をわざわざ行うことは考えにくいので、京都町奉行所の役人が作成した文書の表現とみてよいであろう。また、「押切帳」は受取証文を記載する記録ではない（別途それ用の簿冊が用意されている）ので、幕府大坂御金蔵が交付した受取証文で初めて訂正がなされ、それを改めて「押切帳」に記載した、とも考えにくい。上司に対する敬語や京都を当地と呼ぶなどの箇所がある文書の表現を、京両替店ではそのまま写し、大坂両替店に伝達し、大坂両替店でも一度そのまま写した。さらに、大坂御金蔵に、幕府役人間の文書の形式をとる受取手形（納札）を請求する上納証文を作成する際に、幕府役人間の文書の表現として適切となるよう、訂正を加えたと考えられる。

●文書作成上の注意

文政二年（一八一九）二月二四日渡りの項では、銘書中「去ル巳年ニ而皆納如此」という記述のうちの「如此」という部分が朱で囲まれ、欄外に朱書で「此朱丸之分、上納証文江者相認、御納札写者相除置可申事」と付記されている。この追記が述べているのは、大坂御金蔵への納入に際しての上納証文の銘書文言にはこの二字を書くが、それをうけて交付された「御納札」つまり幕府役人発給の受取証文を写して記録する際には、この二字を落とす、という意である。京両替店の「御為替留」ではこうした注記はなく、大坂両替店での指定であるとわかる。受取証文を京都の「江戸大坂御金蔵御請納御証文留」でみると、確かにこの二字は含まれていない。上納証文および納札写という付随する文書・記

録の作成に際し、この「御為替銘書帳」を参照することになっていることが明らかになる。話題となっている二文字は、確かに上納の際の文言としては適当であるが、受取証文の文言としては妥当でない。文書の性格によっては、銘書は一種ではない場合があるということである。こうした数文字程度の改訂はあちこちで見られるが、どのような手続きを経たかはいちいち付記されていない。参考となる例としては、たとえば天明五年(一七八五)八月二五日渡りの項目では、(a)の左脇に「此方平均之両字無之候段、御金方へ御引合、相済候事」とあって、銘書に二文字の相違があった際に、幕府の金方奉行に確認していることがわかり、やはり基本的には前述のように、幕府の承認のもとで訂正・加筆がなされていると思われる。

(1) 前稿三九頁第2表、四八頁、六一頁。

(2) 前稿四〇頁。

(3) 三井両替店では、御為替銀を受け取るのは京両替店で、約半分を大坂両替店に割渡すという建前であった(賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館 一九八五年、三八ページ)。

(4) 前稿三九頁第2表、六四頁。

(5) 類似した表現の例として、大坂両替店作成の関連帳簿で、「御為替金銀割方扣」との題をもつシリーズは、三井組と他の組の分担額を計算するための帳簿であった。前稿四三頁。

(6) 銘書がもともと「河内国五拾五ヶ村、去ル午・未年凶作ニ付夫食拝借、銀返納之儀者去々申より子迄五ヶ年賦之処、去西より来ル寅迄三拾年賦ニ此度被仰付候内、去酉年分」とあるところ、「之処」から後を「之内、去酉年分三貫七厘六分壹厘之内」と朱書で訂正している。夫食拝借銀の返納を五年賦から三〇年賦に延長する処置をとりやめたため、以降の御為替送金にも影響が出ることを見越して記載を変更したということであろう。

- (7) 前稿六三頁・六七頁注(7)。
- (8) 前稿四八頁・五五頁引用史料。
- (9) 辞書的な語義としては、「押切印」は割印を指し、「押切帳」は割印を押すための帳面をさす。現存する三井京両替店の「押切帳」では割印のない記事も多いが、初期には割印を押すための簿冊であった可能性はあろう。
- (10) 割印が押される片割れとして想定しうるのは、たとえば幕府へ提出する文書、特に前述の預り手形であろう。しかしこの場合、「押切帳」「御為替留」に割印がみられない御為替送金については、他の帳簿類に割印があつてしかるべきであるが、見出せていない。今後の課題である。
- (11) 前稿三九頁第2表、四二頁、六四頁。
- (12) こうした受取手形の写しを納めた簿冊を、大坂両替店では「御証文控帳」と題している。後に同じシリーズは「御納札控帳」と改題されており(前稿三六頁第1表、「御納札」でも同義である)。
- (13) 前稿四二頁引用史料。
- (14) 表現としては、「〽日限」「臨時九十日切」「不残京都引請」「京都引請」「京引請」「二条大津京引請」「二条大津家質引当、不残京都引請」「高〽両之内」などである。
- (15) ただし、人參代の御為替送金の場合のみについては、どの巻とも押されていない。堺や大坂からの人參代の送金は、十人組一手引き受けのようであり(天明三年五月八日渡り項など)、三井組としては記録はするが、御用の完遂の確認を丁寧に行う必要はなかったであろう。
- (16) 寛政九年(一七九七)六月五日渡りなど。
- (17) 前稿三九頁第2表、五〇頁、六四頁。
- (18) 前稿五〇頁。
- (19) それぞれ寛政五年(一七九三)二月二六日渡り項、寛政六年(一七九四)四月一四日渡り項。
- (20) 前稿三九頁第2表、六四頁。

(21) 前稿六〇頁注(13)。

(22) 前稿三九頁第2表。

(23) 前稿では、このような訂正を三井組全体として、あるいは特定店の立場で記していると推測したが、表現の流れを追うと、本文のように考えるほうが妥当であった。

おわりに

以上、前稿に引き続いて、御為替三井組の御用関係帳簿をとりあげ、前稿でほとんど検討できなかった、訂正・注記などの特殊な記述を細かく検討して、史料の性格や、実際の文書業務の流れについて考察した。いくつかの記事の構成要素や、手続きに関する用語について考察したほか、記述の変更に際しては、幕府の指示を仰いでおり、三井内部の資料ではあるが、幕府の財政運営に関する史料としてもかなりの利用価値があることなどを明らかにした。

前稿も踏まえ、三井両替店一巻が、御為替御用を遂行するにあたり、幕府とやりとりする文書および主要台帳の作成過程について整理しておく。御為替御用に関する基本的な文書の流れは、

幕府の送金元部局からの御為替金銀とともに文書交付(一覧形式か)。

↓三井両替店、預り手形を提出(殿付。割印か?)、その文面を控える。幕府の文書から諸情報を基本台帳に転記。

送金先の両替店に伝達(一覧形式)。

↓送金先の両替店、伝達された表現を基本台帳に転記。

↓上納期限まで資金運用。他の組との分担がある場合には、幕府役人出席の会合で割合。両店間の分担がある場合

には、「割合手形」(割印あり)作成。

↓送金先の両替店、上納証文を作成、送金先の幕府部局へ上納。基本台帳の表記に訂正・注記がある場合、この段階が多い。

↓送金先の幕府部局、送金元宛の受取手形を交付。

↓三井両替店、受取手形をそのまま専用帳面に写す。送金元の両替店に受取手形の現物を送付。

↓送金元の両替店、受取手形をそのまま専用帳面に写す。送金元の幕府部局に提出。預り手形を回収(破棄か?)。

↓各帳面の該当記事に、「改上」「済」印を押す。割印がある記事には「消」印を押す。

↓一年ごとに、両替店の所在都市の幕府部局に対し、江戸への送金額の集計値を報告。

のようになるであろう。

膨大な記録類から情報を抽出して利用する際に、現存しない史料をも含めて、本来の文書の流れ、記録の作成、保管を再現し、現存する記録の性格や位置をよく理解しておくことが必要である。本稿の検討は、ごく細かい範囲について浅い考察をおこなうにとどまってしまったが、必要な手続きであると考ええる。

課題は多くあるが、御為替御用において幕府と接するような狭い局面に限定しても、文書の流れや記録の性格を確定することがまだ十全にはできていない。前稿の課題と同様となるが、特に江戸両替店の記録を含め、現存しない記録類を視野に入れて、文書作成にかかわる場や人の動きについても理解を深めたい。